

社会福祉施設等を設置する法人の長様
介護保険施設の管理者様
（介護予防）居宅サービス事業所の管理者様
地域密着型（介護予防）サービス事業所の管理者様
市町村介護保険担当課長様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

新潟県介護職員処遇改善支援事業の実施について（通知）

厚生労働省では、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、介護職員処遇改善支援事業を実施するとしています。

これを受け、新潟県では「新潟県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱」に基づき下記のとおり実施しますので通知します。

市町村におかれましては、管内事業所・施設等に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いします。

記

1 対象事業所・施設

以下の要件を満たす介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。以下、「事業所等」という。）

- (1) 令和6年4月から介護職員等ベースアップ等支援加算を算定していること。
- (2) 原則として、令和6年2月分から賃金改善を実施すること。ただし、就業規則等の改訂が間に合わない場合は、令和6年2月分は3月分とまとめて賃金改善を行うことができる。
- (3) 補助金の全額を賃金改善に充てること。かつ、令和6年4月・5月分の補助額の3分の2以上を基本給等の引上げに充てること。

※ 「基本給等の引上げ」とは、「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げをいう。

2 交付申請手続

当該補助金の交付を受けようとする場合は、交付申請が必要です。以下の書類を法人単位で作成し、提出してください。

※ 市町村の指定を受けている事業所等についても、県が申請先となります。

※ 所在地が新潟県以外の事業所等は、所在地の都道府県へ申請してください。

(1) 提出書類

- ・ 別紙様式 1
令和 6 年 2 月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書兼交付申請書
- ・ 別紙様式 1 - 2
介護職員処遇改善支援補助金計画書兼交付申請書（施設・事業所別個表）
- ・ 別紙様式 1 - 3（該当ない場合は不要。）
振込口座登録書（債権譲渡分）
- ・ 別紙様式 5（該当ない場合は不要。）
特別な事情に係る届出書（令和 6 年 2 月からの介護職員処遇改善支援補助金）

【書類作成にあたっての注意】

- 別紙様式 1、1 - 2 は Excel ファイルで作成し、オンライン申請画面にて Excel ファイルを添付し、申請してください。
- 別紙様式 1 - 3 は、下記 3（2）に該当する場合のみ作成してください。
- 別紙様式 5 は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合に提出してください、

(2) 申請方法

専用申請フォームからの電子申請

新潟県介護職員処遇改善支援補助金ポータルサイト

<https://jimukyoku.site/niigata/kaigoshokuinshien/>

※ 入力手順は、別添「申請フォーム入力方法」を参照してください。

(3) 交付申請受付期間

令和 6 年 4 月 15 日（月）から令和 6 年 4 月 30 日（火）まで【期限厳守】

3 補助金の支払（振込）について

(1) 振込先口座

法人ごとに一つの口座に支払（振込）を行います。振込先口座は、原則、事業所等が新潟県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に介護給付費の振込先として登録している口座とします。詳しくは、別紙様式 1 - 2 の【記入上の注意】を参照してください。

(2) 介護給付費等の債権譲渡を行っている場合

当該補助金は、全額を介護職員等の賃金に充てることを支給の要件としているため、債権譲渡することはできません。したがって、介護給付費等を※債権譲渡している場合は、国保連に登録している口座を振込先口座とすることはできませんので、必要に応じて別紙様式 1 - 3 の提出が必要です。詳しくは、別紙様式 1 - 2 の【記入上の注意】を参照してください。

※ 債権譲渡とは、介護報酬を受け取る権利を第三者に譲渡することです。国保連から直接法人（事業所等）へ介護報酬が支払われている場合は該当しません。

4 変更交付申請手続（該当ない場合は不要）

上記 2 で申請のあった金額（別紙様式 1 の「2 賃金改善について」の「①介護職員処遇改善支援補助金の見込額（令和 6 年 2 月～5 月分）（交付申請額）」に基づき、県から補助金

の交付決定額を通知しますが、前年度よりも利用者が増加した等の理由により、実際の交付額が交付決定額を上回る場合は、変更交付申請が必要です。については、各法人において毎月、交付済額を管理し、交付決定額を上回る可能性がある場合は、以下により手続きを行ってください。

※ 交付決定は法人単位（総額）で通知するため、事業所単位で見込額を上回っても、法人単位で交付決定額を上回らなければ、変更交付申請は不要です。

(1) 交付済額の管理

- ・ 補助金の交付予定日は下記9のとおりです。各法人において、毎月、交付額を確認してください。
- ・ 月々の介護報酬総単位数が確定したら、その月の交付見込額を試算してください。
補助金の交付額 = ある月の総報酬 × 交付率
※ 総報酬 = (基本報酬 + 加算減算) × 1単位の単価
- ・ これまでの交付額の合計（交付済額）と交付見込額の合計が、交付決定額（県から送付された「交付決定通知書」に記載された額）を上回る場合は、変更交付申請を行ってください。

例) 交付決定額（別紙様式1「補助金の見込額」	100万円	
6月交付分（2月～4月サービス分）	80万円	差 20万円
【次回の補助金交付予定】		
7月交付分（5月サービス分）	30万円	

交付決定額と交付済額の差が
次回の交付予定額より小さい

補助金の合計額 80万+30万=110万

→変更交付申請（申請額110万）により、交付決定額を110万に増額する。

※ 月遅れ請求が発生する場合は、その分も考慮して変更交付申請額を決定してください。

【注意】「(交付決定額) - (補助金交付済額の累計) < (次回の補助金支払予定額)」の状態では、補助金を支払うことができません。補助金の支払前までに変更交付申請により交付決定額を増額する必要があります。この手続きが遅れると、下記9の支払予定日に補助金の支払いができませんのでご注意ください。

(2) 提出書類

- ・ 別紙様式2
令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金変更交付申請書

【書類作成にあたっての注意】

- 一度、変更交付申請を行っても、交付額の累計が変更交付決定額をさらに上回る場合は、再び変更交付申請を行う必要があります。
- 別紙様式2はExcelファイルで作成し、オンライン申請画面にてExcelファイルを添付し、申請してください。

(3) 申請方法

専用申請フォームからの電子申請

新潟県介護職員処遇改善支援補助金ポータルサイト

<https://jimukyoku.site/niigata/kaigoshokuinshien/>

※ 入力手順は、別添「申請フォーム入力方法」を参照してください。

(4) 変更交付申請期限

補助金の交付月の前月の末日まで【期限厳守】

例) 7月交付分(5月サービス提供分)までの累計が、交付決定額を上回る見込みの場合は、6月30日(日)まで

※ この期限を過ぎると、下記8の交付予定日に交付できませんのでご注意ください。

5 変更届(該当ない場合は不要)

上記2により提出した「令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金処遇改善計画書兼交付申請書」について、変更(次の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。)があった場合には、変更届を提出してください。

(1) 変更届出事項及び提出書類

届出事項		提出書類	添付書類
①	会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合	別紙様式4 変更に係る届出書(令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金)	当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容を示した書類
②	複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更(廃止等の事由による。)があった場合		別紙様式1 別紙様式1-2
③	就業規則を改正(介護職員の処遇に関する内容に限る。)した場合		改定の概要を示した書類

(2) 提出方法

専用申請フォームからの電子申請

新潟県介護職員処遇改善支援補助金ポータルサイト

<https://jimukyoku.site/niigata/kaigoshokuinshien/>

※ 入力手順は、別添「申請フォーム入力方法」を参照してください。

(3) 提出期限

変更のあった月の末日まで【期限厳守】

6 新規開設事業所等が補助金の交付を受ける場合

交付申請書の提出期限後に新規開設した事業所等が、補助金の交付を受けようとする場合は、以下のとおり手続きを行ってください。

(1) 法人として交付決定を受けていない場合

① 提出書類 上記2(1)のとおり

② 提出方法 上記2(2)のとおり

③ 提出期限 事業所等の指定月の末日まで【期限厳守】

(2) 法人として交付決定を受けている場合

- ① 提出書類 上記4 (2) のとおり
- ② 提出方法 上記4 (3) のとおり
- ③ 提出期限 事業所等の指定月の末日まで【期限厳守】

7 実績報告について

別途通知します。

8 補助金の交付予定日について

補助金の交付予定日は、以下のとおりです。

サービス提供月	補助金交付予定日
令和6年2月～4月	令和6年6月28日
令和6年5月	令和6年7月31日
月遅れ請求等	令和6年9月30日

※ 月遅れ請求等があった場合、2か月間対応。令和6年8月10日までに審査支払期間により受け付けられた過誤調整を補助金額に反映する。

9 問い合わせ先

補助金の制度に関すること

介護職員処遇改善支援補助金等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

補助金の交付申請手続きに関すること

新潟県介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

電話番号：050-1750-6522

受付時間：平日 9:00～17:00

補助金の交付額の算定に関すること

新潟県健康保険団体連合会介護保険課

電話番号：025-285-3072

受付時間：平日 8:30～17:15

担当：新潟県福祉保健部高齢福祉保健課
介護サービス係
電話：025-280-5193（直通）